

Transfer Pricing Newsletter

関連者間取引の移転価格管理、移転価格操作 および税収喪失の防止に関する政令案

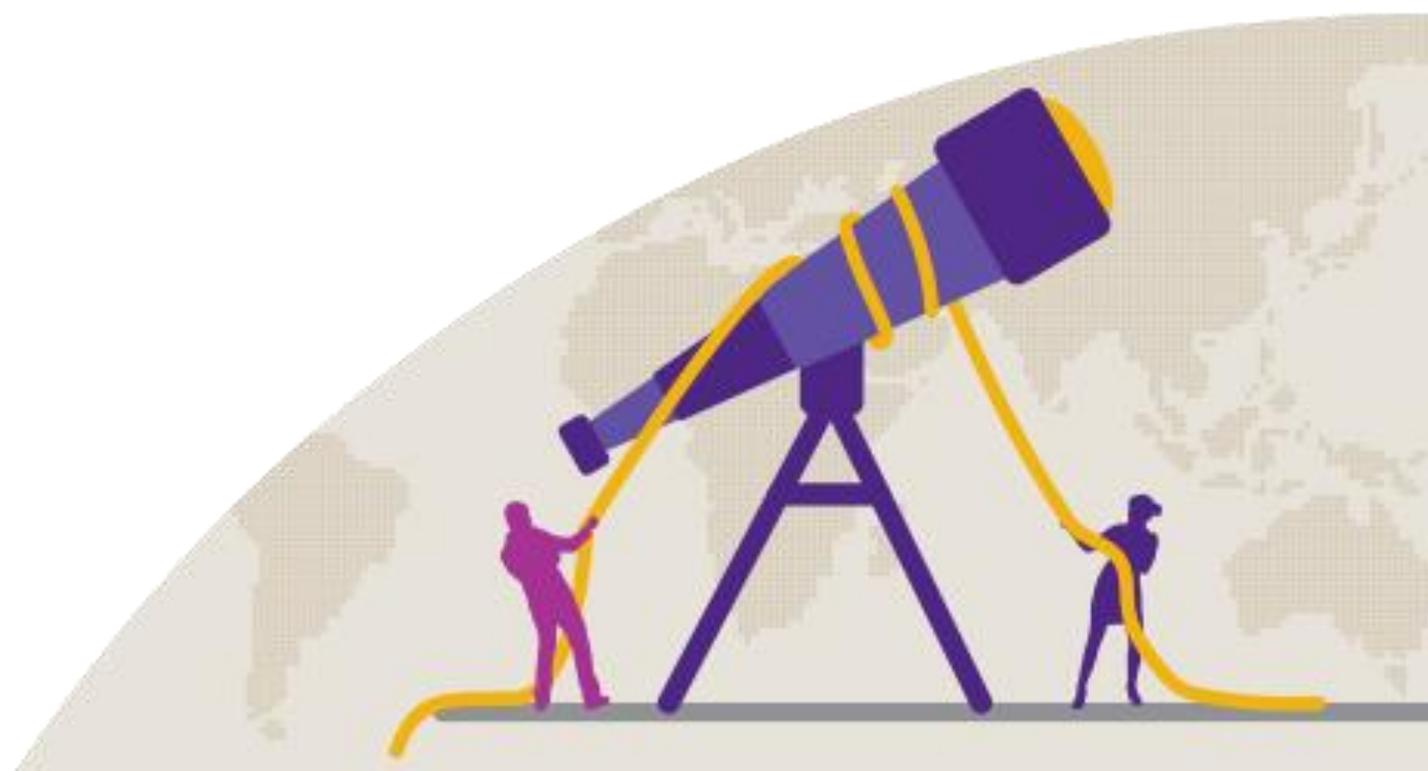
財政省は、法人所得税の管理、特に関連者間の移転価格の問題に対する取り組み強化の一環として、2010年4月22日付けCircular 66/2010-TT-BTC(「Circular 66」)に続き、関連者間取引の移転価格管理、移転価格操作および税収喪失の防止に関する新しい政令案を公表しています(「移転価格に関する政令案」)。この政令案では、関連者間取引の範囲をより具体的かつ明確に規定しており、移転価格分析に関わる要件および手順、そして、移転価格管理における税務当局の権利義務を具体的に規定しています。

2016年12月



弊社Grant Thornton Vietnamの今回のニュースレターでは、移転価格に関するこの新しい政令案の重要と思われる点についてご案内申し上げます。

1. 国際基準を踏まえた改正点
2. 適用対象の拡大および関連者の定義に関する一部条件の改正
3. 「実質優先」主義
4. 支払利子およびサービス費用の損金算入原則
5. 比較可能性分析に使用するデータの優先順位
6. 関連者間取引の申告手続き簡略化
7. 申告および移転価格文書作成に関する新しい規定
8. 税務当局による推定課税に対する対応策としての移転価格規定の遵守
9. 弊社Grant Thornton Vietnamからのご提言



1. 国際基準を踏まえた改正点

政令案で提案されている改正点の幾つかには、ベトナムにおける独立企業間価格の算定方法を、国際的な基準により沿ったものとするための法的枠組みとする意図があります。具体的には、OECDによる多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（OECD 移転価格ガイドライン）、そして、税源侵食と利益移転（BEPS）プロジェクトの提言内容に沿うものとなっています。

政令案では、具体的な変更内容として、国別報告書（“country-by-country report”）の適用を可能にするためのグループレベルでの事業および財務に関する情報開示、そして、企業グループ内の取引価格に関する事前確認制度（APA）を適用する場合の開示義務に関する幾つかの改正を提案しています。

2. 適用対象の拡大および関連者の定義に関する一部条件の改正

政令案では、本政令の適用対象となる関連者間取引を明確化して、適用範囲を拡大しています。これによれば、適用範囲となるサービスには、グループ内役員提供、金融サービス、また、有形および無形資産に関する取引、そして、費用分担契約などの資源の共同使用に関する取引も含まれます。

更に、政令案では、関連者の定義に関する数値基準の改正が、以下の通り提案されています。

資本関係については、関連者となる基準としての直接または間接的資本関係の比率が20%から25%に引き上げられています。

経営参加の関係については、関連者となる基準としての経営に携わる派遣役員の比率が50%から30%に引き下げられています。

経済的支配の関係については、関連者となる基準としての売上および仕入をコントロールする比率が双方とも50%から60%に引き上げられています。

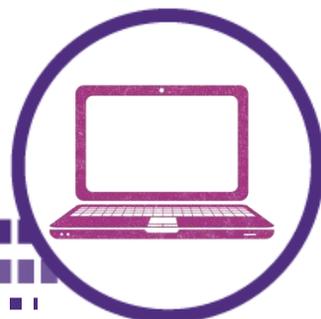
3. 「実質優先」主義

現行のCircular 66と比較しますと、今回の政令案では「実質優先」主義が大きな変化の一つとなっています。この実質優先主義は、意図的に取り決めされるような取引契約上の内容や条項に依存するのではなく、関連者間取引がその経済的実質の通りに開示されることを担保するために導入されました。移転価格調査に際しては、関連者間取引の実質が強調され、優先されることとなります。

4. 支払利子およびサービス費用の損金算入原則

政令案では、「実質優先」主義の導入に加えて、支払利子およびサービス費用に関する損金算入の原則も提案しており、これらの損金算入に関する法的な条件および要件を明確にしています。この新しい規定の適用によって、納税者は、上述の費用が正当であること、および、関連者に対するサービス費用配分の根拠が合理的であることを証明するための適切な書類や証拠の整備をより主体的に行うことが可能になり、法人所得税確定申告に際しての損金算入を担保することができます。

しかしながら、弊社の見解としては、この移転価格に関する政令案で提案されている支払利子の損金算入に関するこの新しい規定については、いまだ明確な規定になっていないと考えています。



5. 比較可能性分析に使用するデータの優先順位

Circular 66では、独立企業間価格の算定方法に適用するための定義と指針のみを提示していましたが、新しい移転価格に関する政令案では、これら算定方法の適用手順を規定しています。この政令案では、関連者間取引の比較可能性分析において、納税者の内部比較対象取引を優先的に使用することを提案しています。納税者は、内部比較対象取引のデータおよび相応する算定方法が適用されない場合に説明を求められることとなります。

外部比較対象取引のデータを使用する場合、この政令案では、先ず国内データを優先的に使用し、その後、東南アジア地域のデータを使用することを明記しています。また、納税者側での適用の利便性を考慮して、移転価格分析で使用が認められるデータベースの種類に関する規定も設けています。

6. 関連者間取引の申告手続き簡略化

政令案で注目すべき点の1つは、中小規模の企業、および、移転価格リスクの低い取引を対象とした、関連者間取引の申告手続きの簡略化です。具体的には、納税者は、以下の場合には、移転価格文書の作成義務が免除されて、関連者間取引開示様式の申告をするだけで済むこととなります。

ベトナム国内の関連者のみとの関連者間取引であり、かつ、それらの関連者が全て同じ法人所得税率の適用を受けている。

課税年度に発生した納税者の総収入額が500億VNDを超えず、課税年度に発生した関連者間取引の総額が300億VNDを超えない。

7. 申告および移転価格文書作成に関する新しい規定

この政令案では、関連者間取引の申告および取引価格決定に際して納税者が遵守すべき従来以上に厳格な新しい規定を、以下の通り提案しています。

この政令案に添付されている申告様式 01 / ND-

GCNが、Circular 156/2013 / TT-BTCに添付されていた関連者間取引の開示に関する申告様式 03-7 / TNDNIにとって代わり適用されることとなります。

移転価格文書は、**法人所得税の確定申告時点前**に作成しておき、税務当局からの書面による要請を受理してから15営業日(Circular 66で規定されている30営業日ではなく)以内に、税務当局に提出する必要があります。提出期限については、最大15日延長が可能です。

国別報告書 (“country-by-country report”) の提出。

Circular 66と比較しますと、この政令案では、納税者が申告義務を持つ情報および書類についてより具体的かつ詳細に規定しています。特に、納税者は、財務成績、そして、無形資産、重要なサービス、および、グループ内金融活動などの企業グループに関する情報を提供する必要があります。この要件により、税務当局は、グループ内部での事業内容、機能、そして、具体的な利益指標を理解することが容易になりますが、納税者の証明責任および文書化の負担が増大することとなります。



8. 税務当局による推定課税に対する対応策としての移転価格規定の遵守

この政令案では、推定課税が行われる2つの状況を以下のように提示しています。

納税者が、会計・証憑制度、および、関連者間取引の申告に関する規定を完全に遵守している場合、推定課税は、個別のケース毎または業界毎による比較分析および移転価格算定方法の原則に基づきます。これは、税務当局からの質問や税務調査があった際には、納税者が用意している移転価格文書に基づいて、税額算定に使用する価格に関する議論や交渉を行うことができることを意味しますので、納税者側はより多くの機会を得ることになります。

もう一つの場合（遵守していない場合）では、税務当局の内部データベースに基づいて推定課税が行われます。つまり、この場合には、納税者は自衛することができず、税務当局が税額算定を行うことを目的とした推定課税のための非開示の比較対象企業情報や財務データに依拠せざるを得ず、納税者にとって大きな不利益になります。

9. 弊社Grant Thornton Vietnamからのご提言

以前のニュースレターでも既にご案内しております通り、移転価格調査部門が、税務総局、ならびに、ハノイ市、ホーチミン市、ビンズオン省およびドンナイ省の各税務局に設置されています。税務当局による移転価格調査の強化、および、関連者間取引の移転価格管理に関する法的枠組みの改善が進展していることを踏まえ、新しい移転価格に関する政令案の公表からは、脱税や税収喪失に対する対策として、納税者とりわけ外国投資企業に対する税務当局による移転価格管理および移転価格調査への取組みが本気で実施されていることがうかがえます。

我々の観察によれば、税務当局は、法的枠組みの改善に加えて、独立企業間価格の算定に使用するデータベースの確立にも努めています。近い将来、納税者のみならずグループレベルに対しても、調査対象となる取引の数、調査の深さ、そして、ビジネスモデルに関して、より厳密でより洗練された方法による移転価格調査が実施されることになると予想されます。

従いまして、弊社Grant Thornton Vietnamからは、関連者間取引が発生する企業様へ、以下の事項に留意されることを提言させて頂きたく存じます。

取締役会および経営陣は、主体的に、関連者間取引の独立企業間価格を証明するための移転価格文書

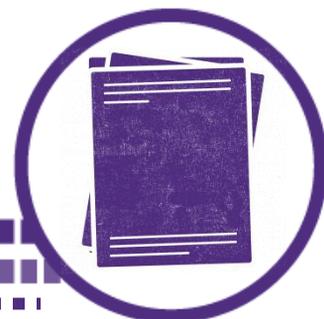
を不備なく作成し、移転価格税制を遵守すること。これにより、税務当局から質問を受けるリスクを軽減し、税務当局との議論においても主導権を握ることが可能になります。移転価格文書の作成は、当年度についてだけでなく、関連者間取引が発生している場合には、2006年以降のすべての課税年度についても作成しておくことが必要です。

直近年度の関連者間取引情報の申告、および、移転価格文書の作成について改めて精査し、これらの申告が正確、十分で、かつ、データおよび独立企業間価格の算定方法が整合性を持っていることを確認する必要があります。移転価格の専門調査ではない通常の税務調査であっても、関連者間取引に関わる所得の更正が行われる可能性があることに留意が必要です。

グループレベルの財務情報のみならず国別報告書の開示要件についても、親会社およびグループへ通知する必要があります。

同時に、税務および移転価格に関する十分な経験を持つ専門の担当者を配置する必要があります。これは、関連者間取引・移転価格の申告手続き、および、年次の法人所得税確定申告の手続きを精査して、移転価格調査の際には迅速に情報提供ができるようにするためです。

御社の関連者間取引に関わる移転価格文書について、客観的かつ現実的そしてタイムリーなアドバイスをご要望される場合は、弊社Grant Thornton Vietnamの専門家にお問合せ下さい。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。



ニュースレターのダウンロードは、下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office
Building, 106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District
Hanoi, Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hochiminh city Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District
Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3910 9101



Hoang Khoi
Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



大形 薫 (Kaoru Okata)
Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Phạm Ngọc Long
Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Trần Hồng Mỹ
Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com



則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)
Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

